

泉南市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市企業立地促進条例(令和2年泉南市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用しない家屋)

第3条 条例第2条第5号の規則で定める家屋は、固定資産税及び都市計画税の全てが非課税又は免除となる家屋及び法令の基準に適合していない家屋とする。

(対象事業者)

第4条 条例第3条第1項の規則で定める事業は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による次に掲げる事業とする。

- (1) 製造業(日本標準産業分類に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。)
 - (2) 情報通信業(日本標準産業分類に掲げる大分類Gに該当する事業をいう。)
 - (3) 運輸業、郵便業(日本標準産業分類に掲げる大分類Hに該当する事業をいう。ただし、中分類番号49に該当する事業を除く。)
 - (4) 卸売業、小売業(日本標準産業分類に掲げる大分類Iに該当する事業をいう。)
 - (5) 学術・開発研究機関(日本標準産業分類に掲げる大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類番号71に該当する事業をいう。)
 - (6) 宿泊業、飲食サービス業(日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち、細分類番号7511及び中分類番号76,77に該当する事業をいう。宿泊業においては、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業(いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び泉南市ラブホテル建築規制条例(昭和57年泉南市条例第2号)第2条に規定する施設を除く。)の用に供する施設をいう。)
 - (7) 生活関連サービス業(日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類番号78に該当する事業をいう。)
- 2 対象事業者が2以上の事業を行う場合は、市長が主たる事業を指定するものとする。
- 3 事業所の操業を分担し、集団で事業を営む事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業者とする。
- (1) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)及びその子会社(同条第3号に規定する子会社をいう。)
 - (2) 事業所の資本投下を共同して行うもの(以下「共同出資者」という。)が新会社を設立して事業を営む場合は、共同出資者及び新会社
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の資本投下及び事業所の操業を分担し、集団で事業を営む事業者として特に市長が認めるもの

(指定の申請及び決定)

第5条 条例第4条第2項の規定により指定の申請をしようとする対象事業者は、操業開始日までに泉南市企業立地促進指定事業者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、天災等やむを得ない事情による場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又は規約(法人の場合に限る。)
- (3) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票の写し)
- (4) 営業に関する許認可等の写し(許認可に係る事業を営む者に限る。)
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) 土地及び家屋に係る登記事項証明書(申請者が所有権を有していることが分かるものに限る。)
- (7) 法人市民税(個人の場合は、個人市民税)、固定資産税及び都市計画税(課税対象のある場合に限る。)並びに軽自動車税の滞納がないことを証する書類
- (8) 前条に規定する対象事業者である場合は、これを証明する書類。ただし、集団で事業を営む場合は、対象事業者の代表者届出書(様式第3号)も併せて添付する。
- (9) 法人の場合にあつては、役員の名簿
- (10) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類のうち申請書の提出時に添付し難いものは、その添付し難い事由が止んだ後に速やかに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があつたときは、次条に定める泉南市企業立地促進審査会の審査を経て指定の可否を決定し、泉南市企業立地促進指定事業者指定(不指定)通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

4 条例第11条第1項に規定する立地促進奨励金の交付対象期間において、土地面積の拡大又は同一の家屋について増設等により奨励金の算出の根拠となる税が増加したときは、当該増加した税に対しての奨励金は、当該交付対象期間を超えて行わないものとする。

(泉南市企業立地促進審査会)

第6条 条例第4条第1項に規定する指定事業者の指定又は第19条に規定する指定事業者の地位の承継の承認に際し、当該指定事業者又は地位承継者の要件への適合性及び必要な条件付与の可否を審査するため、泉南市企業立地促進審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員4名で組織し、市民生活環境部長、総務部長、行政経営部長及び都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 審査会に会長を置き、市民生活環境部長の職にある者をこの職に任じる。

4 審査会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員全員の出席がなければ開くことができない。

6 会長は、必要があるときは、関係者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

7 会議の議事は、全員一致により行うものとする。

8 審査会の庶務は、市民生活環境部産業振興課において行う。

(奨励金等の交付申請)

第7条 条例第12条の規定による申請は、泉南市企業立地促進奨励金等交付申請書(様式第5号)を提出して行わなければならない。

(立地促進奨励金の交付申請に係る添付書類等)

第8条 立地促進奨励金に係る前条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 第5条第3項に規定する通知書の写し
- (2) 立地促進奨励金の算出の根拠となる固定資産税及び都市計画税を完納したことを証する書類の写し
- (3) 土地所有者と指定事業者との間で締結した土地の賃貸借契約書の写し(土地を賃借している場合に限る。)
- (4) 奨励金の対象となる家屋の利用状況が確認できる書類
- (5) 法人の場合にあっては、役員の名簿
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 立地促進奨励金に係る前条の申請は、条例第11条第1項に規定する交付対象期間における各年度の奨励金の算出の根拠となる固定資産税及び都市計画税の第4期納期限後30日を経過する日までに行わなければならない。

(雇用促進奨励金の交付申請に係る添付書類等)

第9条 雇用促進奨励金に係る第7条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 第5条第3項に規定する通知書の写し
- (2) 雇用促進奨励金の対象とする従業員の住所、氏名、性別及び生年月日を記載した名簿
- (3) 前号の従業員に係る雇用契約書の写し
- (4) 第2号の従業員に係る実勤務時間等の勤務実績を証する書類
- (5) 第2号の名簿を市長に提出することに係る従業員の同意書
- (6) 法人の場合にあっては、役員の名簿
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 雇用促進奨励金に係る第7条の申請は、基準日から起算して3箇月以内に行わなければならない。

(水道料金又は下水道使用料助成金の交付申請に係る添付資料等)

第10条 水道料金又は下水道使用料助成金に係る第7条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 第5条第3項に規定する通知書の写し

(2) 水道料金又は下水道使用料を指定納期限までに完納したことを証する書類

(3) その他市長が特に必要と認める書類

2 水道料金又は下水道使用料助成金に係る第7条の申請は、基準日から起算して3箇月以内に行わなければならない。

(土地活用促進奨励金の交付申請に係る添付資料等)

第11条 土地活用促進奨励金に係る第7条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 固定資産税及び都市計画税を完納したことを証する書類

(2) 指定事業者との間で締結した当該土地の賃借契約書の写し

(3) 課税標準額が条例10条第1項に規定するところにより、2倍以上となったことを証する書類

(4) 農地の転用の場合は、その必要な手続を経たことを証する書類の写し

(5) その他市長が特に必要と認める書類

2 土地活用促進奨励金に係る第7条の申請は、条例第11条第3項に規定する交付の対象となる期間における各年度の奨励金の算出の根拠となる固定資産税及び都市計画税の第4期納期限後30日を経過する日までに行わなければならない。

(交付決定の通知)

第12条 条例第13条第3項に規定する交付決定の通知は、泉南市企業立地促進奨励金等交付可否決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(奨励金等の請求)

第13条 前条の規定により奨励金等の交付決定を受けた指定事業者等は、市長が別に定める期日までに、泉南市企業立地促進奨励金等請求書(様式第7号)により、市長に対して奨励金等の交付を請求しなければならない。

(奨励金等の交付)

第14条 市長は、前条の規定により指定事業者等から請求を受けたときは、速やかに口座振替の方法により奨励金等を交付するものとする。

(指定申請内容の変更等)

第15条 条例第15条第1項第1号に該当したときの申請は、泉南市企業立地促進指定申請内容変更承認申請書(様式第8号)により行わなければならない。

2 条例第15条第1項第2号に該当したときの申請は、泉南市企業立地促進事業廃止(休止)承認申請書(様式第9号)により行わなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、承認の可否を決定し、申請承認可否通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(操業開始の届出)

第16条 条例第16条の届出は、操業開始届出書(様式第11号)により行わなければならない。

(指定又は交付決定の取消しの通知)

第 17 条 市長は、条例第 17 条の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、泉南市企業立地促進指定事業者指定取消通知書（様式第 12 号）により当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、条例第 17 条の規定により奨励金等の交付決定を取り消したときは、泉南市企業立地促進奨励金等交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該事業者に通知するものとする。

（奨励金等の返還命令）

第 18 条 市長は、条例第 18 条の規定により既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命じるときは、泉南市企業立地促進奨励金等返還請求通知書（様式第 14 号）により当該事業者に通知するものとする。

（運営状況の報告）

第 19 条 指定事業者は、奨励及び助成措置を受けている間、毎年度ごとに事業の運営状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の報告書について、準用する。ただし、指定の申請の際に提出した書類内容に変更のない書類については、添付を省略することができる。

（地位の承継）

第 20 条 条例第 19 条の規定により指定事業者の地位の承継の承認を得ようとする者は、承継の原因たる事実を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して泉南市企業立地促進指定事業者地位承継承認申請書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、泉南市企業立地促進指定事業者地位承継承認可否通知書（様式第 16 号）により当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（泉南市企業誘致促進条例施行規則の廃止）

2 泉南市企業誘致促進条例施行規則（平成 11 年泉南市規則第 12 号）は、廃止する。

（改正）

3 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。